

CDS 当初証拠金所要額計算等に係るコンティンジェンシー・プランについて

2011年7月策定

2014年2月改定

2019年4月改定

株式会社日本証券クリアリング機構

項 目	具体的対応	備 考
<p>1. 清算値段</p>	<p>(1) CDS 清算参加者のシステム障害等により気配値の提出が行えない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気配値をメールにより JSCC に提出することで、JSCC が当該 CDS 清算参加者に代わって気配値の提出を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ❑ CDS 清算参加者は、原則として、障害の発生を 15 時 15 分までに JSCC に連絡する。 ❑ CDS 清算参加者は、15 時 15 分以降速やかに気配値情報を JSCC が指定するフォーマットに記入のうえ、メールで JSCC に送信する。 ❑ JSCC は、CDS 清算参加者から気配値情報を受領後、当該 CDS 清算参加者に代わって気配値を提出する。 <p>(2) CDS 清算参加者のシステム障害等により各種情報が取得できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC と対応を協議する。 <ul style="list-style-type: none"> ❑ CDS 清算参加者は、障害の発生を速やかに JSCC に連絡し、対応を協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC の代理入力に伴う気配値の提出時間帯の変更は行わない。 ・ JSCC は、故意又は重過失の場合を除き、当該代理入力に係るいかなる責任も負わない。 ・ 具体的にはメールでの情報取得可否等を協議する。

【文書番号6】CDS 当初証拠金所要額計算等に係るコンティンジェンシー・プランについて

項 目	具体的対応	備 考
<p>2. 証拠金等</p>	<p>(3) Markit システムの障害等により清算値段の算出が行えない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、前日の清算値段を適用する。ただし、相場の急変時等において JSCC が適当でないと認めた場合においては、JSCC がその都度定める値段とする。 □ JSCC は、システム障害等の発生及び当日の清算値段の取扱いについて Web Portal の「Information List」又は各 CDS 清算参加者の清算値段関係担当者へのメールを通じて CDS 清算参加者に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この場合、情報ベンダーの価格情報及び各 CDS 清算参加者の清算値段業務担当者へのヒアリング等を踏まえ決定する。
	<p>(1) JSCC がシステム障害等により証拠金等の所要額を計算できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、前日の証拠金等の所要額を適用する。 ・ JSCC からは以下の内容を Web Portal の「Information List」又は各 CDS 清算参加者の担保関係担当者へのメールを通じて CDS 清算参加者に連絡する。 □ 20 時時点で当日の証拠金等の所要額の計算が完了していない場合には、JSCC はその旨を 20 時過ぎに連絡する。 □ その後、翌営業日の 9 時までに証拠金等の所要額の計算ができた場合には、直ちに Web Portal にアップロードするとともに、アップロードした旨を連絡する。 □ 一方、翌営業日の 9 時までに証拠金等の所要額の計算ができなかった場合又はその見込みが大きい場合には、前日の証拠 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下、当初証拠金、変動証拠金及び清算基金をあわせて「証拠金等」という。

【文書番号6】CDS 当初証拠金所要額計算等に係るコンティンジェンシー・プランについて

項 目	具体的対応	備 考
<p>3. 日中当初証拠金</p>	<p>金等の所要額を基に計算する旨を直ちに連絡する。</p> <p>(2) 証拠金等の所要額の計算結果に誤りがある又は誤りがあるおそれが強いことが判明した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠金等の所要額の計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合には、JSCC から CDS 清算参加者に対して 20 時までに Web Portal の「Information List」又は各 CDS 清算参加者の担保関係担当者へのメールを通じてその旨を連絡する。 ・ その後、JSCC が CDS 清算参加者に通知した証拠金等の所要額について、翌営業日の 9 時までに正しい額を再通知できる場合、当該再通知した証拠金等の所要額を適用する。 ・ 一方、翌営業日の 9 時までに正しい額を再通知できない場合には、原則として、当初 JSCC が CDS 清算参加者に通知した額を証拠金等の所要額として適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CDS 清算参加者からの指摘に基づく場合も想定。 ・ 通知した所要額の水準が明らかに誤りであると認められる場合等、当該額を適用することが適当でないと認められる場合には、前日の所要額を適用することを検討する。
	<p>(1) JSCC がシステム障害等により日中当初証拠金所要額を計算できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、CDS 清算参加者は、前日の自己分の当初証拠金所要額以上の額を預託する。 ・ この場合、JSCC から下記の内容を Web Portal の「Information 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実上、追加預託は発生しないこととなる。

【文書番号6】 CDS 当初証拠金所要額計算等に係るコンティンジェンシー・プランについて

項 目	具体的対応	備 考
	<p>List」又は各 CDS 清算参加者の担保関係担当者へのメールを通じて CDS 清算参加者に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ❑ 13 時時点で日中当初証拠金所要額計算が完了していないときには、その旨を 13 時過ぎに連絡する。 ❑ その後、13 時 30 分までに日中当初証拠金所要額が計算できた場合には、直ちに Web Portal にアップロードするとともに、アップロードした旨を連絡する。 ❑ 一方、13 時 30 分までに日中当初証拠金所要額が計算できなかった場合又はその見込みが大きい場合には、前日の CDS 清算参加者自己分の当初証拠金所要額以上の額の預託が必要な旨を直ちに連絡する。 	
<p>(2) JSCC が通知した日中当初証拠金所要額に誤りがある又は誤りがあるおそれが強いことが判明した場合</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当日の 13 時 30 分までに正しい日中当初証拠金所要額を再通知できる場合には、当該再通知した日中当初証拠金所要額を適用する。なお、再通知したときには、再通知後速やかに Web Portal の「Information List」又は各 CDS 清算参加者の担保関係担当者へのメールを通じて CDS 清算参加者に対して連絡する。 ・ 一方、当日の 13 時 30 分までに正しい日中当初証拠金所要額を再通知できない場合には、前日の自己分の当初証拠金所要額を日中当初証拠金所要額として適用する。なお、この場合、13 時 30 分過ぎに Web Portal の「Information List」又は各 CDS 清算参加者の担保関係担当者へのメールを通じて JSCC から CDS 清算参加者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CDS 清算参加者からの指摘に基づく場合も想定。 ・ 事実上、追加預託は発生しないことになる。

【文書番号6】CDS 当初証拠金所要額計算等に係るコンティンジェンシー・プランについて

項 目	具体的対応	備 考
4. 連絡先	に対して連絡する。 株式会社日本証券クリアリング機構 OTC デリバティブ清算部 TEL: 050-3361-1794 Email: otc@jpx.co.jp IHS Markit TEL: 03-6262-1887 Email: support@markit.com	

以 上